# 新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成28年9月8日(木曜日)

# 総務消防委員会

日時 平成28年9月8日(木曜日) 午前9時00分 開会 場所 委員会室

## 本日の委員会に付した事件

1 総務部、財政課

第164号議案

平成28年請願第1号

「質疑・討論・採決」

「質疑・討論・採決」

## 出席委員(6名)

委員長 村田康助 副委員長 打桐厚史

委 員 中西宏彰 丸山隆弘 加藤芳夫 菊地勝昭

議 長 下江洋行

# 欠席委員 なし

# 説明のために出席した者

総務部、財政課の副課長職以上の職員

#### 事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書 記 松井哲也

#### 開 会 午前9時00分

**〇村田康助委員長** ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、7日の本会議において、本委員会 に付託されました第164号議案及び平成28年 請願第1号について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

議題として、第164号議案 市有財産の無 償譲渡を議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

加藤委員。

- ○加藤芳夫委員 ちょっと 1 点教えていただきたいんですけども、今回参考に聞きたかったのは、この東清水野地区の建物を譲渡するという形ですけども、この建物の底地になる不動産、土地はどういう名義にって言うか、今どういう状況になっているかちょっと参考に教えていただきたい。
- 〇村田康助委員長 建部財政課長。
- **○建部圭一財政課長** この東清水野の公民館 の建っている底地でございますが、所有者は 新城市でございます。

ですので、この無償譲渡の議案を議決をいただけましたら、地元の東清水野区へ無償で貸し付ける予定でございます。

〇村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 じゃあ、もう1点、今の追加としてですね、新城市の土地という形になると、以前は土地建物を含めてというのが原則だったんですけども、今回建物だけという形で、今回の9月議会は出ておるんですけども、行く行くはそこのちょっと土地の面積、もしわかれば教えていただきたいんですけども、市有地の所有の面積と、それからいつごろ地元区との協議の中で上物だけではなくって、不動産も地縁団体として、地縁団体でもないもので土地ができないということ。わかりました。ちょっと参考に面積だけでも教え

てもらえますか。

〇村田康助委員長 建部財政課長。

**〇建部圭一財政課長** 土地の面積、2筆ありまして、合わせて146.25平方メートルです。

**〇村田康助委員長** その他質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

**〇村田康助委員長** 質疑なしと認め、質疑を 終了いたします。

それでは、これより討論を行います。 討論はありませんか。

[発言する者なし]

**〇村田康助委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇村田康助委員長** 異議なしと認めます。よって本議案は原案のとおり可決すべきものと 決定いたしました。

ここで、請願の審査のために暫時休憩をい たします。

> 休憩 午前9時4分 再開 午前9時8分

**〇村田康助委員長** 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

請願者、新城希望都市を目指す若者の会共同代表、今泉吉孝氏、伊藤暢克氏から提出されました平成28年請願第1号 愛知県立新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願書を議題といたします。

松井議事調査課係長。

○松井哲也議事調査課係長 事務局から1点 報告させていただきます。

本日ですけど、請願者より、賛同署名簿を 追加でいただきました。246名分記載してあ るとのことです。 以上、報告させていただきます。

**〇村田康助委員長** 本日は、参考人として、 代表、今泉吉孝さんの出席を得ております。

また、参考人の補助者として、伊藤暢克さんの出席も許可しております。

また、説明のために紹介議員として、浅尾 洋平議員、白井倫啓議員の出席も得ておりま すので、あわせて報告をさせていただきます。 この際、委員長から一言あいさつを申し上 げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、総務 消防委員会の請願審査のために御出席をいた だき、まことにありがとうございます。

委員会を代表して、心からお礼申し上げま すとともに、忌憚のない御意見をお述べいた だきますようお願いを申し上げます。

早速ではございますが、議事の順序につい て申し上げます。

初めに、参考人から請願に関して説明や御 意見を述べていただき、その後、委員からの 質疑にお答えいただきますようお願いいたし ます。

紹介議員には、その後、委員からの質疑に お答えいただくようになっておりますので、 よろしくお願いします。

それでは、今泉吉孝さん、よろしくお願い いたします。着座で結構です。

#### **〇今泉吉孝参考人** 済みません。

よろしくお願いします。おはようございます。

新城希望都市を目指す若者の会共同代表の 今泉です。こちらは同じく共同代表の伊藤で ございます。

本日は、紹介議員の方もということでした ので、今、御紹介ありましたけども、浅尾洋 平議員と白井倫啓議員も同席しておりますの で、よろしくお願いいたします。

では、願意ということでしたので、請願書 にも書かれておりますが、趣旨説明から申し 上げます。 請願書と最初は同じですが、読み上げさせ ていただきます。

愛知県立新城東高等学校と同新城高等学校 の統合に関して、現在、新城地区高等学校構 想策定委員会において、話し合いが継続中で あります。

つきましては、両校は地元の高等学校として多くの卒業生を輩出し、新城市はもとより、 愛知県、日本国の発展のため貢献をしています。

また、両高校の用地についても長年、単に 高校の用地にとどまらず、次世代を担う若人 の集う場として、地域活性化のよりどころで あり、新城市の貴重な財産であります。

今後の統合に当たって、その用地が荒廃する恐れのあることは、この上なく残念であります。

新城東高校と新城高校が統合され、両校どちらかの移転が決まった場合、その校舎、体育館、プール、駐車場など、跡地の利活用は将来の新城市の発展につながり、逆に機を逸し、現時点で検討しないことにより、市民が多大な不利益損失をこうむる可能性があると思われます。

新城市議会の英知を持ちまして、この青天のへきれきとも言うべき統合問題を、跡地を利活用することにより、新城市の将来の発展につなげるチャンスに変えていただきたいと強く願うものです。それが両校を母校とする同窓生並びに市民である請願者の思いであります。

そこで、ここに統合後のあり方及び跡地の 適切な利活用に関する請願事項を新城市議会 の審議に挙げていただきますようお願いしま すということでございます。

この件はですね、新しい条件での新しい提 案です。今までやられてきたさまざまな討論、 審議や議決、そして住民投票やリコールなど、 いろいろありましたが、新しい条件での新し い提案ということをまずは御理解いただけれ ばと思います。今までのこととは全く違うこともおわかりいただけるんではないかと思いますが、まず誤解しないでいただきたいのは、私どもは今の新庁舎建設をですね、否定してるわけではなく、東校に市役所が移転できるのかできないのか、まず調べていただきたいということです。その上で、行けるのであれば市民の民意をですね、くんでいただいて、できないのであれば一時凍結していただこうとしている計画ですね、をもうそのまま進めていただければということでございます。

この問題、私たちの住む新城の未来や将来を担う子供たちにとってですね、大きな影響を与える大問題だと考えております。それは東高校という施設の場所の利点の多さから、現在の場所よりかなり有利な点が多いと思うからです。

災害時に優先的に復興が進められる1級道 路沿いである、バイパス沿いであるというこ とですね。新城インターが近くなります。防 災センターが近い。広大な敷地には現在、新 城市にはなくなってしまった体育館やプール や、あと施設として武道館、野球場、サッカ 一場、テニスコート、弓道場、そして何より 4階建ての校舎が2棟建っております。この 校舎は2年前の平成26年に震度6に耐え得る 耐震工事と雨漏りやひび割れなどの修繕も済 ませてですね、県のほうにも聞きましたが、 建てられてから60年を目安に使えるように考 えられており、後も修繕をしていくことで 80年、100年と持つ建物にもなるということ でございます。そこまで行かずとも、将来そ のときの人口に合わせた、いわゆる身の丈に 合った庁舎を用地も確保されたあの地に建て られるのではないかという、そこも利点では ないかと。新城東のですね、先生にもお伺い したんですけども、修繕も済んで快適にやっ てるそうです。教室にはですね、エアコンも 入れられており、10年リースなので、逆に市 役所の機能が入っていただいて使ってくれる

なら助かるなとも言われておりました。

当然、災害時にも広大なグラウンドは被災 者に対する炊き出し、配給とかですね、もし かすると仮設住宅なども建てられるぐらいの 広さはあるんではないかと思います。

熊本地震でですね、教育格差が生まれてしまってる状況を見ると、校舎もですね、一時、 教室の確保もできるんではないかと。そうい うことも解消されるのではないかと思います。 ヘリポートにもなります。

まだ考えればですね、夢は広がる一方であ りまして、なんですけども、こんな大切な問 題をですね、市長様のほうにですね、市民提 案として先に出させていただいたんですけど も、県の方針が出ていないから検討しません というお返事をいただいておりますが、県の 方針が出ていないからだめだということなん ですけども、先日もですね、穂積市長のブロ グにですね、議会から高校の普通科存続の意 見書、要望書を県に手渡し、提出してきまし たと。こうした地域の願いを知事と教育委員 会に伝えてきましたと、思い切り書いてるの で、私どものですね、この請願、県の方針が 出ていないから検討しませんということでは なく、逆にこの普通科の存続のほうの問題の ように、議会のほうからもですね、県のほう に意向をですね、示していただきたいと思っ ておる次第でございます。

それでですね、裏づけじゃないですけども、 そこでこちらの問題をですね、県のほうにも 問い合わせてみたんですけども、市町村の意 向によりますということでございます。市町 村の意向が一番であると言われました。産廃 問題になっている八名地区のタナカ興業がで すね、進出したときも、工業団地は県のもの だけど、市の意向があればこんなことにはな らなかったと。産業立地課の課長さんが議事 録のほうですけども、語られているというこ とでございます。

この問題も、新城市として、市の意向をで

すね、県に前もって伝えておけば、優先的に 見ていただけるのではないかと、やはり思う んですね。それをするためにもまずは東校の 跡地に市役所が移転できるかどうかを調べて ほしいということでございます。

以上です。

**○村田康助委員長** ありがとうございました。 以上で、参考人からの説明、意見が終了しました。

最初に、参考人に対する質疑に入ります。 なお、念のため申し上げますが、参考人は 委員長の許可を得てから御発言ください。

また、委員に対しては逆に質疑をすること ができませんので、御了承願います。

それでは、質疑はありませんか。 加藤委員。

**〇加藤芳夫委員** ちょっと今の請願の説明の中からちょっとなるほどな、すばらしい案だなと、私はちょっと思っておるんですけども、この請願の流れって言うのかな、請願者がそれぞれ県のほうにもいろいろ確認を取っていただいてはおる中でですね、今回この一時凍結という言葉があります。

この一時凍結っていうのは、ある程度期限があっての意味合いなのか、期限はなしで、市役所の東高校の移転の結論というような、9月のもう間近に、今週か来週ぐらいに決まるっていうような話をこの前から聞いておるんですけども、どの程度の期間を設けて検討していただきたいということなのか、ちょっとその辺1点お聞きしたいと思います。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 我々も無期限にですね、 わかるまでというふうには考えておりません で、やはりこれですね、私どもも東高校のほ うを例えば考えていただいたときに、向こう ができないというふうになったときに、こち らのほうの現在の計画の中に含まれてる合併 特例債の問題がちょっと出てくるかなと思う んですけども、等をもうこちらのほうでも決 められてるので、それに間に合うぐらいの、 まだちょっとまだ時間と言うか、余裕がある と思いますので、合併特例債使われるですね。 なので最長1年ぐらいあればと思っておりま す。その範囲内でということで考えておりま す。

**○村田康助委員長** ほかに質疑はありませんか。

丸山委員、お願いします。

○丸山隆弘委員 今泉さんにお聞きしたいんですけれども、昨日、本会議で質疑がありましたけれども、紹介議員に対する議会の、本会議の質疑っていうのがあったんですけども、傍聴されておられたようでありますが、私ども委員会としてはですね、そういうときには極力遠慮をしてですね、ほかの議員に優先に質疑をしていただいてきょうの委員会のほうでっていうことで、きょうに至っているということですけれども、改めて確認を1個ずつしていきたいと思うんですが、まず紹介議員をですね、選ばれるに当たってのこの経過、22日でしたか、まず提出されたのが。受理されたのが、議会事務局が8月22日ですね。

それで、実は先日21日の3時ごろでしたか ね、電話いただいたのが、私のところへ。

それで、そのときに本当突然で、中身も伝えられなかったもんですから、請願書を私自身、中身を見ないと、紹介議員になるとかね、そういう話っていうのはできませんよと。まず何らかの方法でできませんかと、メールアドレスを教えて送っていただいたと。こういう経緯がありました。

それで、その時点でいろいろ私もお聞きしたことがありました。確認をさせていただきました。

まず、請願書っていうのはですね、いろい ろこういう要望を出す方法があるんですけれ ども、請願書っていうのは、議会出すにはま ず紹介議員が必要なんだと。複数の。そうい う場合に、当然、実現が可能なもの、限りな く近いものを近づけるためにも紹介議員をかなり大勢つけていただくとか賛同者を募るとか、そういうのがまず一般の方法なんですけれども、一概に私が電話で伝えたのは、政争の道具に使われる恐れもあるっていうことを私が言ったんですね。お聞きしてると思うんですけれども。対立図式をつくるような、そういうようなこういう紹介議員の、つけ方っていうのはまたおかしいから、整然とやっていただければいいじゃないですかということで、まず基本的なところお伝えしました。

そのときに、ちょうど紹介議員になられたのは、浅尾、白井両議員のお名前を私も伝えまして、どうですかと言ったら、まだ整理はついてないと。そういうような経過があったんですけれども、滝川、長田、小野田議員については断られたと、こういうふうに電話で私に教えていただきました。

中身も全くわからない状態で、私もそういう話をしたんですからね、いざメールを送っていただいて中身を見て、これから確認しようかなと思ったんですけども、やっぱり日曜日の夕方っていうことで、私もいろいろ家業もありましてね、準備もあったもんですから、なかなか行き会えなかったということで、今日に至ってしまったと。

こういう中でのこの経過で、紹介議員をまず呼びかけをするに当たって、すべての議員にお伝えは、呼びかけはされたんですか。その辺は。

- 〇村田康助委員長 今泉参考人。
- ○今泉吉孝参考人 お電話でさせていただい た方が下江議長と山崎議員以外は皆さんにお 電話をさせていただきました。

お電話で出られなかった方がお二人いらっしゃいまして、でございます。

きょうの委員長であられます村田委員長に ですね、お電話したときに、議長、副議長と、 あと何か委員会の委員長はちょっとなること ができないんではないかというお話をお伺い しましてですね、ちょっとその後かけようと 思っておりました下江議長と山崎議員にはお 電話しなかったんですけども、それ以外の方 は皆さんお電話させていただき、お出になら れなかった方は、もうちょっとあれだったん ですけども、一応お電話して、留守電にも入 れたんですけども、ちょっとお返事いただけ なかったのでということもありましたが、皆 さんからお返事をいただきました。

議長である下江議長様にはですね、請願を 出したときに、だめだとは思ったんですけど も、もし賛同していただけるなら紹介議員に なっていただけませんかというのをですね、 だめもとでもちょっと言わさせていただいた ぐらいの感じなんですけども、という感じで す。

# **〇村田康助委員長** 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ありがとうございました。 昨日、本会議の質疑の中で、どなたかちょっと記憶になかったんですけれども、議員の 方が白井議員に対してですね、質疑の中で、 白井議員、紹介議員が何回もこう打ち合わせ をしてきたと、話し合いをしてきたっていう お答えがきのうあったんですね。それってい うのはいつやられたんですか。そういう打ち

〇村田康助委員長 今泉参考人。

合わせだとか、その辺。

**〇今泉吉孝参考人** 紹介議員、もう本当、白 井さんも前日の夕方ぐらいだったかな、だっ たかと思うんですけども、それぐらいにお話 させていただいて、なっていただけるという ことだったので。

打ち合わせのほうはですね、決まりまして、 もう本当、短期間なんですけども、それから 本会議が始まるまでの間にいろいろと24日か ら28日ぐらいの間ですかね、に設けておりま して、何回か設けております。

それで、本会議が始まったときもいろいろ 電話とかでは何度もお話をさせていただいて おります。という状況でございます。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** 電話のときに、請願書というより、広く一般にすべての議員が責任を持てるように陳情書で提出されたほうがいいんじゃないかっていうことで私、申し上げましたけれども、結果的にこれ請願書っていう形になったんですからね、非常に私としては残念なんですけれども。

って言うのは、請願書となりますと、先ほ どちょっとふれたんですけれども、願ってい ることが実現可能性の高いものっていうのが まず1個あるんですね。

それから、あと機関、上層機関ですから他の機関、例えばですけども、愛知県、それから国に対するこの要望活動というのは、請願書ではなく、基本はやっぱり陳情、要望というところがまず基本になると思うんですね。そういう順序に至っていけば、このまたやり方、方法っていうのは違ってくるんじゃないかなと、こんな思いがちょっとしたもんですからね、今回の場合は非常に今泉さんの思いとはまた違う形で、これが終了した後に政争の道具に使われるような恐れがあってはならないということで、私は思ってるもんですから、公平に、公平な判断の中で結論が出れば一番いいかなと、こう思いました。

ですから、電話の中で本当に申しわけなかったんですけども、電話で言ったんですけれども、当初から私は中身を確認して判断をという状況であります。

次に、あとこの請願書の中身についてちょっと確認したいと思います。細かい点、大変申しわけないんですけれども、両校のこの用地について書いてありますよね。新城高校と新城東高校の新城市の貴重な財産であると。まず書いてあります。これ純粋に見ますと、これ市の財産ではないっていう、愛知県のこれは行政財産っていうことなんですけれども、その辺のところどういうふうに御認識されておるのかなと思いまして。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 まず、県の持ち物であるというのはですね、公立高校なので、それはこちらのほうもわかっておりまして、ただ利用している市民のですね、生徒さんだったり、市民のほうからすればですね、当然、場所がとても大事な場所になっているというところで、市民の財産ということで、法律的なことではなく、もうそこに住んでいる市民の中の心の中のことと言うか、精神的に財産になっているのですということを伝えたかったなと思いまして書きました。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

**○丸山隆弘委員** こちらからちょっと情報を お伝えするんですけれども、これは市の財産 ではないっていうことで、県の行政財産なも んですからね、用途が廃止された場合、普通 財産に切りかえる作業というのがまず要りま すね。御承知かもわかりませんが、それが大 体、一般で言うと5年ぐらいかかるって言う んですかね、その辺の政治力の中でも多少短 くなったり長くなったりと。その辺のところ は御認識ありますか。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 県のほうにも確認しましてですね、最短から最長まで、今、県内の範例と言うか、事項をお伺いして、一応お伺いしております。市民レベルなので、その程度ですけども、一応お伺いしております。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** 済みません、細かくちょっとお伺いします。

それから、あと新城市内にはですね、高校がもう存続不可能になって、今とまっちゃったところがもう1校あるんですね。旧鳳来寺高等学校ですけれども、鳳来寺高等学校、私が住んでる鳳来地域の中で、過去に5年以上前に廃校になったんですけれども、その後、地域のほうからですね、何とか利活用、これをお願いしたいということで、ずっと出てる

んですよ。

それで、今、部分的な草刈り費用だけ県が 面倒を見てくれて、地元が中心になって地元 が委託をして、草刈り管理をしていると。た まにイベントもあるようでありますけれども、 利活用の問題をもしとらえられるんでしたら ね、ぜひともやっぱり鳳来寺高校の跡地活用 という、これやっぱり当然含めていただけれ ばありがたいなと、こう思うんですけども、 その辺についてはどうですか。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 確かに、鳳来寺高校も最初いろいろ、あそこもちゃんと立派な建物でございまして、あそこもどうかなとか思ったんですけども、やはり立地条件とかいろいろ考えると、東高校のほうがいいなと思って、ちょっと外したというのもあれなんですけども、県のほうにですね、鳳来寺高校のほうの維持管理費ですね、年間どれぐらいかかるかっていうのをちょっと確認したんですけども、アバウト100万円ぐらいなんですけども、県のほうも100万円ぐらいなんですけども、県のほうも100万円ずつ毎年払ってるというところで、無駄と言うのもあれなんですけど、管理しなきゃいけない。

こちらのほうで、またそういう利活用ということが、また鳳来寺山のですね、ふもとと言うか、登り口のこちらにあるので、ちょうどいい施設、何か使えればいいなというのはちょっと思ったりもしております。今そんな状況でございます。

#### 〇村田康助委員長 丸山委員。

〇丸山隆弘委員 請願の趣旨とはちょっと外れちゃって申しわけないですけどね、利活用だけをちょっととらえて、もう1回確認したいんですけれども、旧鳳来寺高校、これも県有地であるっていうことで、建物もまだ建っている。大変まだ頑固な建物で。

ただ、地元としては校舎の周りの草刈り等 は100万円以内の中で対応されておると思い ますけども、地域自治区のほうでも大問題、 今なっておりまして、その辺をちょっと、も うちょっとね、融合させて新城の新城高校あ るいは新城東高校のこの利活用問題も含めて、 これは強くやっぱり議会としても利活用だけ を絞ったら、やっぱりとらえていかないかん のかな、声を出していかないかんかなと、こ う思いますので、その辺は御賛同いただけれ ばね、ここだけ確認しておきたいと思います。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 県のほうに、今回、東高のことでお伺いしたところですね、県内にもやはり廃校になっている高校があると。たくさんあります。これからもまだ見込みがあるところがあるということなので、県のほうも廃校をどういうふうに利活用していくかっていうことを今後問題として取り上げていくということなので、お願いしますと。どういうふうにするかというのも、県のほうもちゃんと考えてやっていってほしいなということで、こちらからも一応お願いしておきました

# **〇村田康助委員長** 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** 続けて済みません。

今度、本題の、この請願事項のこの1、2 と2つあります。この最初の1点のほうへ移 りたいと思いますけれども、この1点目ので すね、文書、この中身、非常に私つかみにく く、読み上げておるんですけれども、この文 書の中のどこが一番重いところなのかってい うところを確認したいと思います。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 請願事項1のほうなんで すけども、この中ではですね、まず何点かで もよろしいですかね。1番ということで言え ば、市役所の移転っていうところですかね。

2番目は、一時凍結です。

3番目は、決定を待たずという順番をつけ るんであれば、本当はもう市役所の移転とい うことと一時凍結というのは両輪でと言うか、 両方同時にやらなければいけないと思って書 いてありますが、そういうような意思で書き ました。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** わかりました。1の中のこのどちらかの移転っていうことなんです。これ市役所のことですね。移転っていうのは市役所ということを指していると。こういうことですね。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 そうですね、主に移転、 主にと言うか、主は市役所なんですが、当然 あそこは先ほども言いましたけども、体育館、 プール、その他、山崎議員もですね、一般質 問の中でおっしゃられてましたけども、スポ ーツ施設で使えるところがあったりするので、 当然それ市民としても使えればいいかなと思 いまして、そこも含めております。

その中でも1番は市役所の移転ということでございます。

# **〇村田康助委員長** 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この文書ちょっとあちこち うごかしてみました。3番目にある現在進行 している新庁舎建設計画を一時凍結し、上の ほうへ持っていってですね、市役所の移転ど うのこうの持ってって、一番最後に、この最 後のほうの市民負担を最大限軽減し、最大限 になるように聖域なき決定をしていただきた いっていう、こうするとすごいわかりやすく なるのかなっていうふうに、ちょっと文書的 にね、思ったもんですから、今ちょっとわか りましたので、市役所の移転というところが 1点目には明確になってるんだっていうこと 確認させていただきました。

それからですね、委員長、続けて。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 請願項目の一番最後のところ、1番の1項目目の一番最後のところにあります最大限軽減し、必要最小限になるよう

に聖域なき検討をしていただきたいって、こ ういうふうに書いてありますけれども、この 必要最大限軽減する、必要最小限になるよう に、極力市民の税金っていうところに重きを おいて見えるのかな、その辺をちょっと確認。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 当然ですね、予算面のことが一番になってくるかと思うんですが、それだけではなく、精神的なことも、市民の気持ちを酌むと言うかですね、そういうことも含めてでの、もう最大限軽減し、最小限になるようにと。市民負担という中には、お金のことと精神的なこと、この2つを1つの言葉として入れさせていただいております。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この2点目のほうに入ります。請願項目2のほうに入りますけれども、この移転が決まった場合っていう、この移転っていうのは、これ何を指しているのでしょうか。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 この移転というのはです ね、両校どちらかの移転の決定を待たずとい うことで、この東校と新城高校の移転、どち らかに統廃合をされるということで、まさに 今この時間帯にですね、新城地区の構想策定 委員会が今、新城高校で開かれているんです けども、その中ではほぼ決定事項が決められ るということなんで、きょうあたりわかると 思うんですが、移転がですね、この移転とい うのは高校のどちらかに行くっていうことが 決まった場合ということですね。

# **〇村田康助委員長** 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** わかりました。最初のほうにまた戻りますけれども、最初というのは請願の紹介議員も含めての、もう1回確認させていただけますか。

一般的にですね、請願書っていうのは、先 ほどちょっとふれましたけれども、国道だと か県道の要望だとか、私たち新城市の中での この範疇にないものに対しての願意っていうのは、通常、要望書だとか、それから陳情書という扱いで今までもやってきたし、それが基本であろうと。こういう流れで市議会は動いてきました。

そういう中で、今回、請願書というつくり 方をされておられるもんですから、非常にこ ういう今の時代、じかに見ると、やはり政争 の道具に使われるおそれがあるっていうこと で、請願者の意に反するような、今泉さんた ちの気持ちに反するような動きがあると非常 に残念であるし、市民全体落ち込んでしまう と思うんですよね。この結果によって右に行 くのか左に行くのか上に行くのか下に行くの か、わかりませんが。

ですから、その辺のところがね、非常に請願者の皆さんにとって、こういう政治の道具に使われるような形があってはならんと思うんですから、純粋に私お聞きしてるんですけれども、一般的にやはりこういう中身については、慎重に扱うべきものでもあるもんですから、陳情だとか要望っていう扱いが一番最大よろしいかと思っております。

もう1回この辺のところをちょっと確認したいんですけどもね、私、電話でもお話しさせていただいたと思うんですけど。

- 〇村田康助委員長 今泉参考人。
- **〇今泉吉孝参考人** いろいろ御意見ありがと うございます。

陳情、要望で、最初はそういう形でもいいかなと思っておりましたが、いろいろ調べていくとですね、工事契約が9月16日の日にですね、決まってしまうというようなことがわかってきまして、これ、なるべく最大限、市民としての声を大きくしたいと言うか、大きく伝えたいという、その気持ちで請願になったということでございます。早く伝えると言うか、皆様のほうに伝えるには請願が一番いいのかなということで考えさせていただきました。

〇村田康助委員長 加藤委員。

**〇加藤芳夫委員** ちょっといろいろ丸山委員 が質問してましたから、ちょっとそれにも多 少ダブるところがあるかどうかわかりません けども、先ほどの最初に1年ぐらいの凍結を お願いしたい。考えておるというお話がありました。

丸山委員の質問の中から、明らかに移転というのは市役所の庁舎移転ということもわかってまいりました。

そうしますとですね、今、今泉参考人の言葉の中でも、きょうあたりにどちらに統合されるとか、結論、県の会合で決まるということだと、私自身も一般質問で知ったんですけど、新城高校に行くだろうと思っており、そうすると東高校が本当にあいたときに、今泉さんが言われるとおり、新城市、作手、鳳来含めても非常に利便性の高い、場所もいい、新城市の将来を見ても安定する可能性が一番あるということになって、そこに庁舎を移転しようということは、大変私もいい案だなと思います。

けれども、ちょっとここから質問をさせていただくんですけども、きのうも非常に議員のほうで活発に質問が出たんですけども、今、庁舎建設を建てようとしてる財源の中に、合併特例債を使うという計画で今されておって、平成30年4月に完成で、合併特例債は平成32年の年度末までに完成すれば可能なんですけれども、今、東高校がきょうの結論が出て、新聞紙上でも3年後ですか、統廃合が決まり、それで最後の学生さんが例えば多少残ったにしても、3年から5年はどうしてもあそこがあくまでに時間的に、時間的な期間がかかる。

ということは、非常にきのう合併特例債、 合併特例債っていう使えなくなるじゃないか という質問があったんですが私自身はそこ合 併特例債、その辺、重みを置いてないという のか、利活用改築すれば安い金額でできるも のですから、請願者としてですね、今すぐ東 高校が、生徒が全部向こうへ移るわけじゃないもんですから、統合が決まり、廃校になるのが3年後としたら、合併特例債を活用する期間っていうのは短くなる、厳しいかなと思いますので、要するにあそこへ移転するのに合併特例債を活用する気持ちもあるかもしれんけどという、一般財源だけでも十分だよれども、その辺、1年間凍結してる中で、見積もれば庁舎も3ケ月、12月末までどっちみちれば庁舎も3ケ月、12月末までどっちみちれば庁舎も3ケ月、12月末までどっちみちれば庁舎も3ケ月、12月末までどっちみちれば庁舎も3ケ月、12月末までどっちみちれば庁舎も3ケ月、12月末までどっちみちれば庁舎も3ケ月、よのですから、その辺の考えたのでもの、東高校を活用することによって今、請願者はあそこの校舎とかグラウンドか、どのような思いでこの請願の中に提案したのかちょっと。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

**〇今泉吉孝参考人** ありがとうございます。

合併特例債の問題なんですけれども、こち らがですね、きょう今、新城高校でやられて る構想策定委員会でほぼ決定事項をお伝えす るようなんですけども、ただそれはまた県の ほうの教育委員会のほうに挙げてですね、そ こでもう1回審議して、それで決定というこ となので、実際にはまたちょっと変わってく る可能性はありますが、ほぼ変わらないだろ うというとこなんですけども、そうするとで すね、ちょっと合併特例債を使用できると言 うか、期間がもしかしてちょっと過ぎちゃう かもしれないなという危惧もしておりまして、 余り長く、先ほども言いましたけども、1年 以上とか、この延ばすとですね、現庁舎建設 計画が来年の1月から再来年の4月までとい うところで考えておりますので、考えられて るようなので、余り延ばすと合併特例債使え なくなるというところで、1年ぐらいだった ら延ばせるかなというところで今1年という 期間を言わさせていただいたんですけども、 合併特例債を使うか使わないかっていうのは ですね、今回の請願の中のここがポイントに なってくるとは思うんですけども、今後、慎

重な審議をしていただく中で、明らかにしていってほしいというふうに考えております。 それ検討した上で、使わないでいけるということがわかってくれば、別に僕は合併特例債を使わなくても、今の庁舎等基金かな、何かの貯金と言うか、そちらのほうの基金を使っていただいてやれば市民負担も、もう現在あるものですので、最大限に減らせるかなというふうに考えております。

#### 〇村田康助委員長 加藤委員。

**〇加藤芳夫委員** 今の合併特例債については、 そのような考えということで御理解をしてお ります。

そうしますとですね、この東高校っていうのは非常に広大な面積を有し、きのうも紹介議員から質問少しあったと思うんですけども、跡地が本当に活用できるかどうかっていう問題ですね、その辺について、もし県のほうとの話し合いが、経過があるならば、ちょっと教えていただければ大変ありがたいと思います。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 私のほうで、まず最初に 県のほうにお伺いしたのは、高校が今、統廃 合で、どちらかがあくと。多分、東校のほう があくほうが確率が高いんですけど、東校は さうですかねとお伺いしたときに、最初は す委員会の、県のほうの教育委員会から聞いということなので、県の教育委員会から たんですけども、そちらのほうではちょっ からないということなので、県の教ざざいと からないというところがござが、 会の中に財がループさんというところがこう いうものを担当されてるんですけども、用地変 更の問題ですね、先ほどもちょっと、 更の問題ですね、先ほどもちょっと、 更の問題でするとやっぱり一番。

あとは、例えばそこを使うといった場合も 建物の耐用年数みたいなものがあったりして、 いろいろ修繕のお金と新しいのを建てたほう がお金が安くなる場合もあるし、それはやっぱり調べなければわからないという中で、じゃあ調べなきゃだめですねと。

ただ、使うか使えないかっていうことで言 えば、きのうもちょっと出てたんですけども、 市街化調整区域の問題とか等々あってですね、 それもまた別の担当課だったんですけども、 のほうにも確認してですね、これはいろんな、 そこの、きのうも柴田議員がおっしゃられて ましたけども。契約検査課の方とですね、き のう山崎議員のほうは、ここにはもう建てら れない、つくれないみたいなことをおっしゃ られてましたが、実際に聞くとですね、いろ んなプロセスはあるんですね。プロセスはあ りますが、できないということではないよと いうことでございました。細かいプロセスは またお伺いしましたけども、それはちょっと 今ここでは割愛しますが、別のね、課に聞い たところでは、先ほど言いましたけども、市 町村の意向を出していただく。これが一番で すと。そうですね、市長名義のそういう書類 を、要望書なりなんなりっていうのを出して いただくのが一番ですということだったので、 なるほどということだったんですけれども。

そんな中で、あそこができないということ ではないということをまず念頭に入れていた だいて、その中で検討していっていただけれ ばと。そこもしょせん市民レベルですので、 やはり僕もお電話してですね、いろいろ聞い てるんですけども、法律の問題とか権利の問 題とか守秘義務の問題とか等々がですね、邪 魔になるっていうのもあれですけども、前に 立ちふさがっちゃってですね、リサーチして るときにでもですね、ちょっとつき詰めて聞 いていくと、もう向こうの県の職員の方も、 今泉さん、議員の方ですかとか、市役所の方 ですかというぐらいですね、ちょっと聞かれ て、違います、ごめんなさい、一般の市民で すって言うと、ちょっとそうですか、ごめん なさい、そうするとここまでしかお答えでき ませんみたいなですね、ちょっとやっぱりそうなってしまい、そっから先が入っていけないということなので、こちらもある程度もう調べていこうかなと思ったんですけども、そういうものがやっぱり障害になってしまいますので、そこはやはりもうこちらにお願いするしかないという、本当にそういう思いでございます。

#### 〇村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それが議会に対する希望って言うか、聖域なき検討って言うか、この最長1年ですけども、3カ月もこの工事に入るまでというのは12月いっぱいだと思うんですけども、その間に今、言う市民の皆さんだとなかなか県とか官公庁相手にしても、いろんな詳細なことが出していただけないということで、本当に可能性があるなら、議会そのものが一生懸命やってほしいということですよね。そういうことですよね。そういうことですよね。

ただ、私もですね、東高校のいろんな方からもいろいろ調べて、私も都市計画非常にやっておりましてですね、これも助言になるかどうかわかりませんけども、新城市の都市計画っていうのは昭和45年に制定されて、線引きは昭和45年の確か11月にされてるんですね。そうしますと東高校の開校する以前に都市計画決定する以前の建物という形になりますと、市街化調整区域の中でも緩和で非常に緩やかなところがあるんですね。その辺もしっかりこれから県と詰めていただければよろしいかなと思うし、そういうのも議会にもそういう義務があるかなと思います。

それがちょうど今、私も調べたら境ぐらいなんですね。11月29日を過ぎてしまうと、都市計画決定線引き以降の申請っていう形になると、非常に難しい。

でも、難しくても、用途地域の変更を、例 えば先ほど請願者の今泉さん言っておられた ように、この移転するまでにある程度時間が 要するならば、用途地域の変更も可能ってい

う形も考えられます。

そういうことも含めていけば、3年間ないし5年間というのは、移転って言うか、東高校がきれいになくなることないですから、私は議会としても大いに勉強するとか検討する必要があるなと思うんですね。最高の場所だしね、経済性も環境も非常にいいと。

そこで、1点ちょっとお聞きしたいんですけども、最長1年っていうことを言っておられた。実際、来年の1月から下部工始まりますよね。下部工が始まってしまうと、かなり相当な業者が入ってこられる。

そうすると、今のきのうの質問も、答弁の中にもあったんですけども、この9月から12月の間が1つの大きな目安って言うか、大きく動く。そうすると、この12月末に議会にしっかりこの県との協議って言うか、してほしい。可能性を探ってほしいというのがこの今回の一番目の大きな請願というふうにとらえてよろしいんですよね。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 まずはですね、この9月 議会、請願の、請願で出す、先ほど丸山議員 のほうからですね、もお話をお伺いしてもら ったんですけども、まず請願の中では、9月 議会で工事契約を一時凍結しないとですね、 また市民に違約金とか、どれぐらい出るかわ かんないですけども、出ないかわかんないで すけども、発生した場合、またそこでさらに 市民に負担がかかってしまうというですね、 延ばせるんであれば、延ばせばそういうもの も発生しないで調べられて、かつできるかで きないかがわかるということを考えれば、当 然そこは延ばしていただいて、その間に考え ていただくというのがベストなんですけども、 まだ工事が始まるまで、きのうのお話と一般 質問の中でのお話では、まだ何かそういう許 可みたいなものが出てないものが2つぐらい あるようなので、2つかな、分ければ3つぐ らいになるかもしれないですけども、そうい

うことを考えればですね、まだ実際に9月で やらなくて、これはこちらのほうのあれなん ですけども、9月じゃなくて12月ぐらいに延 ばして、3カ月なりなんなり延ばしていただ くっていうことでも、3カ月間は調べること ができるので、最大、最短で9月で決められ ちゃうと、ちょっと調べる期間も、もう本当 に時間もないところなので、12月なり、本当 は1年ぐらい延ばして、その間にゆっくり、 じっくりもれのないように調べていただくと いう形でやっていただくのが一番いいかなと いうふうに考えております。

**〇村田康助委員長** ほかに質疑ありますでしょうか。

中西委員。

〇中西宏彰委員 今泉さん、きのうの質疑を本会議聞いていただけたと思いますけど、その中で長田議員がおっしゃいましたけど、やっぱりこれ庁舎問題は合併当初よりそういう話があって、いろいろさまざまな会議を経た上で、6カ所、9案からまた3カ所へ絞ってきて、また最終的に絞った中で、本当に地域、住んでる方が本当に苦渋の決断の上で、今日に至ってる。きのう言われた本当に庁舎のために協力しようと、そういった思った方の気持ちと、今までそうやって長年積み上げてきたものに対することに対して、今泉さんはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 きのう長田議員がですね、 利活用賛成なんだけども、そこの今のところ から新城のことを考えてですね、出ていかれ た御家族と言うか、もいらっしゃるんです。 その御家族のことを考えるとというような御 質問と言うか、あったんですけども、ここま でやられて、一番最初にお話しさせていただ いたんですけども、この今回我々がですね、 請願で出したものというのは、新しい条件で の新しい提案ということですね。ここをやは りちょっと御理解いただければと思います。 東校と、今までそういうですね、好条件がな かった中での選択肢、それは当然その中で最 大限、皆様ですね、市民も行政の方、議会の 方、皆さんでここまでつくり上げてこられた ので、そこはもう本当に、最初にも言いまし たけども、大変だったと思います。

なんですが、青天のへきれきっていう、ちょっと下世話な言い方ですけども、宝くじが当たったみたいなぐらいの感覚なんですけども、すごく今の、これはごめんなさい、こちらの意見ですけども、今の入船のですね、新庁舎を建てる、あそこに新庁舎が建つよりも東校のほうがいいと思っておりますので、好条件のそういう物件が出てきたというところで、新たにそこで提案させていただいたということでございます。

あと、きのうそこのですね、市民の中で本 当に心労と言うか、あれですけども、泣く泣 く出られた方がいらっしゃるという、きのう 長田議員の質問の中で知ったんですけども、 この先ですね、当然あそこの土地、例えば東 校に行った場合とかっていうことを考えたと きに、じゃああそこの土地無駄になっちゃう じゃないかというふうにはしないで、町中の 活性化ということで、ちょっと白井議員のほ うからもきのう説明の中で出てたと思うんで すけども、もっと元気になるように、新城が ですね、元気になるように、何かしらあそこ にですね、そういう新城の観光のよりどころ か、そういう新城、今そういうよりどころが ですね、まちなみ情報センターかって言うと、 ちょっと、いいんですけども、あそこでもい いんですけども、もうちょっとこう気楽に寄 れるようなところがあるといいなということ で、そういう中心的なものの施設みたいなも のがあそこにできれば、新城の言う、こう言 っちゃうとあれなんですけども、市役所とい うですね、ちょっとおかたい感じよりも、そ ういうもっと夢のある新城の市民の夢をかな えていけるような、そういう建物を建てれば、 泣く泣く出ていかれた方の気持ちにも寄り添えるのかなというふうに思っております。その方が市役所じゃなきゃ嫌だっていうことであれば別なんですけども、もっと市役所よりも市民の皆さんが喜んでいただけるものができますよということであればいいかなと思っております。

## 〇村田康助委員長 中西委員。

〇中西宏彰委員 今の今までの流れの経緯、 経過についてはどのようにお考えかお聞きし ます。今までの合併以来、やっぱり庁舎をこ こにするんだっていうことでかなりの議論を 検討委員会でしたか、そういったことを踏ま え検討して、6カ所、9案で、バイパス案も 当然その中にありましたし、そういった私の まわりでも今もってバイパスがいいって、こ ういう声確かにそういう部分もあることも事 実ですけども、東高校の以前にバイパスとい うことがあったんですけど、そういうことも あったにもかかわらず、ずっと長年の経過で 住民投票もあって、これに決まった。そのと きと言うか、時間と言うか、思いを、そこの 経緯をどのように考えられてるかっていうこ とをちょっとお聞きしたいと思います。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 これ一番最初にまた戻り ますけども、今までやられてきたですね、さ まざまな検討、審議、議決とかですね、これ に関するさまざま、市民の方々も住民運動さ れたりですね、いろんなことありました。

なんですが、それは無駄ということではなく、そこに行き着くまでの道筋だったということですかね、言ってみれば、こう峠の上り下りも一番の幸いに至るための道であるというような考え方で考えておりまして、新しい、先ほども言いましたけども、そういう好条件のものが出てきたのであれば、そこで1つ立ちどまって見ていただいて、まだ今できるかできないかっていう問題があるので、東校に移せということではなく、最初にも言いまし

たけども、移せないんであれば、もう当然こちらで建てていただかないと、もう新城市に市役所がなくなってしまいますのでということで、当然、今までの経過っていうことで言えば、ここに行き着くための道だったかなというふうに考えております。

## 〇村田康助委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 それで、請願要旨の中でね、 真ん中下の部分になりますが、逆に機を逸し、 現時点で検討しないことにより、市民が多大 な不利益、損失をこうむる可能性があるとい われるその点をもうちょっと具体的に聞かせ てください。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 この部分ですね、東高校を見たときに、もうとても有効な施設、先ほどもちょっと数々、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館、プール、武道場等々ありますが、校舎4階建て2棟あったりしますけども、有効な施設がたくさんあると思います。それをですね、もし使えることができたらどれほどうれしいかと言うかですね、市民にとってもそういう感じになると思うんですね。気持ちになると思うんですね。

しかし、逆に使えるのに使えないような事態が起きちゃったら、これとても悔やんでも悔やみ切れないと言うかですね、宝をそのままみすみす捨ててしまうみたいなことになってしまうのもちょっとこちらとしても遺憾でございますので、というのも含めて、この機を逸しというのはですね、先ほども言いましたけども、工事の契約を9月にしてしまうと、違約金、出るか出ないかわかんないですけども、発生したりすると、ちょっとでも市民負担を減らすというようなことですね、12月なり1年延ばしていただければ、それも負担がなくなるということと、ございます。

不利益、損失っていうのは、今、言いました、みすみす使えるものを使えなく、使えないまま、そのまま見過ごしてしまうというよ

うなことがないようにというようなことでございます。

#### 〇村田康助委員長 菊地委員。

○菊地勝昭委員 その前にまだ未確定な部分が多いもんですから、余り先走っていろんなことを考える必要はないのかなと私、思うんですが、市役所が今、言ってる話を聞いていますと、東高校の跡に行くと。それがベストだよっていうことだと、そうすれば関連の体育施設なども使えるでということを言われて、今、新城市も体育館がないとか、いろんな問題がありますので、市役所があそこに行かなくても、そういう施設を使うことは十分考えられると思うんですがね。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 これもさっき一番最初に 申し上げたんですけども、請願事項のですね、 1のときに、丸山議員からの御質問のときに も言いましたけども、当然スポーツ施設も、 これはもうここには公共施設というような書 き方をしてありますけども、も含めてですね、 利活用していかなければいけないと思ってお ります。

校舎が2棟あるというところで、この2棟 をうまく何か使えないかという、考えたとき に、市役所を移転できるんじゃないかなとい うふうに思いました。

スポーツ施設、体育館、プール、当然、市 民プール、市民体育館という使い方も、この 先まだ未確定ですけども、できるようになれ ばいいと思いますが、そこに市役所もあれば、 そういうものが1カ所にまとめられて、駐車 場もあそこだと今の計画の駐車場よりもかな りたくさん置くことができるというようなこ ともかんがみると、市役所の移転と言うか、 校舎2棟を使うということで、一番、今の現 状でいいものというのが市役所かなというこ とで考えました。

**〇村田康助委員長** ほかに質疑ありますでしょうか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 今まで市役所、数年かけて 準備段階でいろいろ関連事業のほうへ予算を つけてやってきておりますよね。それ、かな り市のお金もつぎ込んできておるわけですが、 そういうものに対して、ここでもしですよ、 凍結して継続で進めないっていうことになっ た場合に、そういう費用、損害を市民からど うしてくれるんだって言われたら、どのよう にしたらいいと思います。それも計画の1つ の事業を進める経過の中の1点として、それ で費用、そういうための費用だったって、 れで通るのか、そういうことができるのか、 市民が許してもらえるか、許してもらえんか です。

#### 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 それは、確かにお金の問 題なので、シビアな問題になってくると思う んですけども、市民感情的には、何だ、そん なもん、無駄なお金使いやがってという方も 当然、中には出てくるかと思うんですけども、 それはですね、その場合ですね、その前提に おいて、東校が使えるっていった場合ですね、 例えば先ほどの庁舎等建設基金の中で補える ぐらいのお金であれば、そこで補っていけば いいと思うんですけども、現在わかんないと ころでお話しさせていただいてますけども、 市民を向こうの条件がこれほどいいとこなん でっていうことで言えば、先ほどの今までの 経過の中で吸収していけると言うか、そうい うふうに説得していけるんではないかと思い ます。思っております。

**〇村田康助委員長** ほかに質疑ございますで しょうか。

打桐副委員長。

○打桐厚史副委員長 先の熊本地震から学ぶ ことなんですが、例の益城町役場、御存じか と思うんですが、一部、全壊となってですね、 このとき機能不全となって、1カ月たっても 教育委員会の場しか使えなくなったという現 状があって、隣の宇土市役所ってよく映像出されましたけど、4階部分がぐしゃっとなっている映像を見られたかと思うんですが、あそこも、もう何も引っ越しもできずにそのまま倒壊と。機能不全、行政機能が不全となった。

また、その隣の八代市役所、そこも地震が 原因で機能不全、そこの市役所は使えなくなったという経緯がございますが、新城において、今までの庁舎建設のプロセスを鑑みますと、早期建設を望む方も多いわけでありまして、南海トラフが予測される中で、もしこのときに地震が来たら、今このいる東庁舎もそうなんですが、天井が落ちたりとかする可能性もあるということで、一時的な機能不全というのが考えられます。

また、本庁舎のほうも同じようなことが考えられますが、1年凍結とか一時凍結を図った場合にですね、その不安要素をもっともっとあおる可能性もあるかと思われますが、請願者の方は不安はないですか。

## 〇村田康助委員長 今泉参考人。

○今泉吉孝参考人 確かにですね、不安を消し去るというのは、地震、雷、火事、おやじでですね、いつ起こるかわかんない。地震、一番怖いというところで、それはですね、今もしかすると、もう本当10分後に起きるかもしれないという状況の中ですので、それはそれをですね、考えてしまうと、できるまでもう本当に不安のまんま。

これがまた今、打桐副委員長のおっしゃることは、要するに来年の1月からではなく、 実際に東校になると5年なり6年かわかんないですけども、ちょっと先になってしまうというところで、不安をどうするかというようなことかもしれないんですけども、これですね、要するに何年かわかんないですけども、3年か4年か5年かわかんないですけども、その年月でちょっと市民の方には待っていただくということになるんですけども、それは いつ起こるかわからないという状況の中ですので、そこは起きてしまえば、それはもうしょうがないんですけどもという考え方なんですけども、この先のもう要するに50年、100年っていう先のことを、新城のことをですね、考えたときに、やはりあちらのほうがいいんですよっていうことを市民の方に納得していただければ、そこも、じゃあ今の100年のために5年なり3年待ち、3年かわかんない、3年はないか、もうちょっとかかるかもしれないですけども、待ちましょうというふうにですね、決まった場合は全力で説得をしていくというふうにしたらどうかなと思ったりもしております。

**〇村田康助委員長** ほかに質疑ありますでしょうか。

丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** お盆以降ですね、報道があったりした以降ですね、同級生や卒業生にいるいろ意見を聞いてまいりました。

それで、さっきもちょっと電話でもね、少しふれようかなと思っていましたけどね、私の代が1回生らしいです。私はちょっと違うんですけどね。

それで、その1回生の人たちにもお聞きした中で、いや、確かにこれは庁舎がね、バイパス出ればいいじゃないかと。そういうことは確かにありましたね。

それで、ただ現実的にはどうなんだ。市の 行政どこまで進んでるんだ。その辺やっぱり 的確に見てる同級生の方々が大勢見えました。

そういう中で、圧倒的に多かったのがですね、当然、鳳来地域の同級生ばっかりだったんですけれども、先ほど言ったように、鳳来寺高校の後始末を県の責任できちんとやっていこうじゃないかと。これ並行して、跡地利用もやっぱり声出してもらわないといかん。これせっかく今泉さんたちも声出してくれたんだから、利活用問題っていうのは、市議会やっぱり丸ごとやっぱり力を注ぐこと。これ

当たり前なんですね。

それで、ただ市役所となると、これはまた 別問題だっていう声が圧倒的でした。

それで、卒業生の皆さんね、とにかくあん なすばらしい地域については、いい場所だか ら、何に利用してもこれは活用できると。だ から市民みんながこぞってね、活用できるよ うな、そういう場を提供したらどうだ。みん なで考えていこうじゃないか。こういう声で したので、ぜひともまた請願者であるお二人 の今泉さん、伊藤さんも含めてね、力になっ てもらいたいなと思うんですけど、市民のた めに使える、そういう地域づくりに、そうい う発展の拠点になるように。市役所は同時並 行して今、進んでおるもんですからね、残念 ながら、私自身の考えは、非常にちょっと判 断に悩むっていうような段階でありますけれ ども、契約が先ほど来進んでいる。こういう 同級生、卒業生の皆さんの声が出てるんです よ。こういう声を生かそうというお気持ちを ちょっと示してもらえればありがたいな。願 意は十分しっかりこの中に入ってると思いま すけれども、市役所はちょっと置いといてね、 利活用について。

〇村田康助委員長 今泉参考人。

**〇今泉吉孝参考人** 新城市内でもですね、廃校になっていく学校はあると思うんですね。

順位と言うか、今、丸山議員のほうからもありましたけども、優先順位を決めるのであれば、まずは今、東校の問題がトップで来ると思うんですけども、この先、当然、廃校の利活用ということは、新城、県のほうも問題にしていくでしょうし、当然それは地元にある施設ですので、地元のほうでも考えていかなきゃいけないことになってくると思います。

その中で、優先と言うか、使えるものがあれば、そら当然いろんな市民の方のですね、パブコメと言うか、意見を聞いてですね、どうしていこうかということで進めていけばいいのではないかと思っております。

**〇村田康助委員長** そのほか質疑がありますか。

[発言する者なし]

**〇村田康助委員長** ないようですので、以上 で参考人に対する質疑は終了いたしました。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。

どうも御苦労さまでした。

それでは、引き続きまして紹介議員に対す る質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** 昨日は、答弁側に立っていただいて御苦労さんです。

昨日ずっと聞いた範囲の中でね、まとまり がつかん答弁ばかりだったなっていう、まず 感想を申し上げたいと思います。

それから、ちょっと次に質疑に入りますけれども、先ほど請願者の今泉さんにも確認をさせていただいた件でありますけれどもね、請願書の、この取り扱い方、しっかりと私どもは経験の中で見てるんですけれども、要望書、また陳情書、請願書と、それに請願について当然、紹介議員が要るっていうことで、この点についてちょっと確認をしたいわけでありますが、採択しても処理をする権限がないものについては、一般的には請願では取り扱わないと。こういうふうになってると思うんですけども、その辺の認識はどうですか。

## 〇村田康助委員長 浅尾議員。

○浅尾洋平議員 先ほど請願書の取り扱いど うだという御指摘だと思います。

その件に関してですけど、私自身は市民の要求、また市民の方々がどのようなルートを使うのかっていうのは、自由に憲法で定められております。

それに対して、何か議員がですね、ああしろ、こうしろということは、やっぱり介入に当たると思います。

今回は、請願者の市民の方々は、請願書と

いうルート、これは法律上、自治法に定められた正式なね、権利として選択をされたということが原点だと思います。

請願書の皆さん、また今泉さん、伊藤さんは、正式なルートを使って今現在ここにいて、また先ほどの1時間余り以上の皆さんの質疑にも答えたというふうなことで、本当にしっかりリサーチもした上での行動だと思っております。

また、今回に至る紹介議員に至る経過でもですね、先ほどお話あったように、ほとんどの皆さんに電話をして、意思確認をしながら、時間がない中でも、非常に説明をしてね、賛同を求めたという形で、本当に公平・公正に皆さんにアプローチをした上での今回があると思いますので、非常に私は憲法で定められた市民の権利として、請願書を選択をされたということに尽きると思っております。

#### 〇村田康助委員長 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** どうも御理解いただいてないようでありますけれども、市民要求っていうのをですね、今、浅尾議員がおっしゃったとおり、いろんな手法の中で提出することは可能であります。

その中で、議会として、新城市議会として ね、どうあるべきか。どう提出するべきか。 それをどうやってサポートしていくかってい うのが紹介議員の役割になってくると。こう いう理解で私は思っておるわけでありますけ れども、私自身は今泉さんには、できれば請 願書、中身はまだ確認はしてない段階でそう いうやりとりしたもんですからね、請願書で はなくて、要望書だとか陳情書という方向は できませんかという確認をさせていただいた 中での今日に、現在でありますけど、さっき 言ったように、採択した場合でも、権限がそ こまで行き当たらないものって、要するに愛 知県だとか国ということになってくると、請 願書じゃなくて、陳情書だとかね、そういう 取り扱いのほうが公平に新城市議会が動ける んじゃないかと。こういう原則を私、言っとるんですけれども、決してね、市民要求を拒否をするとか、そんなことを私は言ってることではなくて、基本線に立った、この請願の紹介議員となるサポート等でき得る、この紹介議員として、ほかの議員の皆さんにも働きかけができるような、そんな活動をしてもらいたいなっていうのが一方では希望的にあるもんですからね、その辺の御理解、御認識をお聞きしたかったわけでありますが、いかがですか。

#### 〇村田康助委員長 白井議員。

**〇白井倫啓議員** 先ほど、今泉さんのほうから各議員に回ってお願いをしたというのありました。同じ内容ですね。

僕のほうは、最後の最後に話に来られたんですが。

これ先ほど政争の具というようなことも言 われたんですが、政争の具にしたくないんで、 今泉さんたち請願者は一生懸命すべての議員 に公平に当たろうとしたんですね。ここのと ころをまずくみ取っていただきたいと思いま す。

僕が請願者になったというのは、この請願の2つの項目を見てもらいますと、議会としてできることなんです。検討をしてくださいということが議会でできるから僕は請願者になったんです。

このレベルであれば、僕は請願者、紹介議員になってもらう議員っていうのは、おってもおかしくないと思っていましたが、結果、請願者がおられないみたいで、最後にじゃあ僕が請願者になりましょうということなんです。ということです。

ですから、これは請願として議会が受けとめて採択したときには、議論をすることなんです。

ですから、これ権限があるとかないじゃなくて、まさに議会は議論の府ですから、権限があることを採択するということです。

〇村田康助委員長 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** そのように理解させていた だきますが、請願活動は当然これ権利であり ましてね、市民の皆さんの。これ当たり前で あります。

それで、私たち議会が市民の代表としてサポートしていくっていうのも、これは当然であります。

その中で、やはり手続はしっかりと踏んで、やっていただきたいというのが紹介議員の2人に実施されたいわけであります。まずその御認識をしっかりと持っていただくっていうことで、次のちょっと確認をさせていただくわけでありますけれども、自治法で言う99条の2項ありますわね。意見書です。意見書の提出っていう。こういう作業を考えておられるのかどうか。この辺のところどうですか。

〇村田康助委員長 白井議員。

**○白井倫啓議員** 請願そのまま読んでいただければ、意見書を出せなんて書いてないんです。そのとおりに対応していただければよろしいかと思います。

## 〇村田康助委員長 丸山委員。

**〇丸山隆弘委員** わかりました。そこまでの 中身でしたら、ちょっとサポート不足かなと、 こういうふうに感じておりますので、あと採 択のこの判断基準っていうところですけどね、 我々これで委員会のほうでちょっと採択の判 断をしていくって方向があるわけであります けれども、やはり願意が妥当であるっていう、 この方向性をまず見ていかないかん。確実に 実現できるかどうかっていう、担保をするっ ていう部分でありますけれども、そういうと ころの判断、きのうの質疑の中でのやりとり で先ほど中西委員がちょっとおっしゃってお りましたが、現在、買われたとこの理由をで すね、それからあと買われた地主さんに対す るこの対応、これについて答えていただいた ようでありますが、昨日。これで本当にそう いう、ああいう回答でよろしいのかなと、非

常に私、不安に思ってるんですけれども、また新たな1日たってから違う考えは、思いつきでもいいですけども、ありますか。

- 〇村田康助委員長 白井議員。
- **○白井倫啓議員** 今泉さんも先ほどその件に ついてはお答えになっておりましたので、そ の内容と昨日の議場での内容は同じ思いにな ると思いますので、特にきょう変わっておる わけではありません。
- 〇村田康助委員長 丸山委員。
- ○丸山隆弘委員 昨日、きょうの今泉さんじ やなくて、昨日の答弁に至った白井議員のこ の中身を見ますとね、責任、本当それで議員 として持てるのかどうか。提案をされており ましたけれども、武将観光の拠点づくりだと か、それからあと跡地利用のこの地主の、元 地主の方々には話し合いの場を持って説明をしていくとか、それで十分足りるのかな。新城市議会そこまで責任持てるのかなと、ちょっと不安に非常に思ったわけでありますが、先ほどの回答で理解できました。
- **〇村田康助委員長** ほかに質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

**〇村田康助委員長** 質疑がないようですので、 質疑は終了いたします。

本日は、まことにお忙しい中、ありがとうございました。

暫時休憩を取りたいと思います。しばらく 休憩をいたしますので、よろしくお願いをい たします。

> 休憩 午前10時31分 再開 午前10時37分

○村田康助委員長 再開をいたします。 休憩前に引き続き、委員会を開きます。 これより、討論を行います。 討論はありませんか。 菊地委員。

- ○菊地勝昭委員 着座でいいですか。
- **〇村田康助委員長** はい、どうぞお願いします。
- ○菊地勝昭委員 それでは、委員長の許可を いただきましたので、着座で行います。

平成28年度請願第1号について、不採択の 立場で討論を行います。

新城市希望都市を目指す若者の会、共同代表、今泉吉孝氏、伊藤暢克氏から出された愛知県新城東高等学校と同新城高校の統合による跡地の利活用に関する請願内容の要旨につきましては、市民だれも望むことであり、異論はありませんが、請願事項の内容に新庁舎建設計画を一時凍結し、新庁舎建設も含め、検討、審議をお願いいたしますとありますので、私は不採択といたします。

- 〇村田康助委員長 加藤委員。
- **〇加藤芳夫委員** 私は、採択の立場から討論 させていただきます。

昨日の本会議、また今の請願者のいろんな 御意見、また紹介議員の御意見、考えてみま すとですね、今回の東高校跡地利用の利活用 のこの請願、非常に私は新城市の将来を見据 えた、いい提案だなと思って聞いておりまし た。

それはなぜかと言うと、もう新城市そのものがですね、10年、15年後の先を見据えてください。本当に財政の厳しい中、また人口の減る中、今の庁舎建設をそのまま進めていいかどうかっていう大きな問題が1つの光明って言うか、明りが見えてまいりました。東高校が先ほどの質疑の中でも、3年から5年をかけて移転をする。きょう恐らく決まるであろうという統合計画、これも、もうはっきり今週中にはしてしまいます。

そうしますとですね、新城と鳳来、作手、この3市町村合わせて、この合併以来の大きな499平方キロメートルの中の一番利便性の高いところの土地があく。これはやっぱり公共施設、市役所を持ってくべきだと私は思い

ます。

その視点の中の1点目としては、先ほど申 しましたように、財政の問題、そして次に利 便性の問題、これが今後、市議会の中で今回 の請願の大きな理由の1つとしては、ぜひ検 討していただきたい。先ほど請願者は最長1 年と言いましたけども、工事が来年始まりま す。恐らくこの3カ月の間でも結構です。い ろんな議会としてですね、可能性がないんじ やなく、可能性あるということなんですね。 あそこの利活用の可能性あるならば、本当に あるかどうかをやっぱり市民の代表である議 員がしっかり検討して結論出してもおかしく はないと思うんですね。詳しいことはまた本 会議で述べますけども、やっぱり今回の新城 市民にとって最大の財産になると思います。 現在は確かに県の所有地かもしれませんけど も、将来の新城市を見据えていただきたい。 これが大きな新城市の財産と残って、新城市 民の憩いの場と、また市役所として活動でき るような場となっていくかどうかの可能性を 探るというのが今回の大きな提案であります。 ここでいいだ、悪いだでなくって、やっぱり 議員一人一人も、市民から付託をいただいて おりますので、可能性があるなら、私は探る べきだということで、今回の提案は採択とい う形で討論させていただきます。また詳細は 本会議で述べます。

〇村田康助委員長 ほか。いいですか。

〔発言する者なし〕

**〇村田康助委員長** 討論なしと認め、討論を 終了いたします。

これより採決に入ります。 賛否両論がありましたので、起立により採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○村田康助委員長** 起立少数と認めます。よって本請願は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の 審査は、すべて終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○村田康助委員長** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午前10時43分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助